

○ふくおか県央環境広域施設組合情報公開条例

〔平成31年4月1日
条例第6号〕

改正 令和6年11月13日条例第1号

(目的)

第1条 この条例は、住民の情報の公開を求める権利を明らかにするとともに、情報公開の総合的な推進に必要な事項を定めることにより、廃棄物処理事業に対する住民の理解と信頼を深め、もって地方自治の本旨に即した公正で開かれたふくおか県央環境広域施設組合（以下「組合」という。）の運営に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図面、写真、フィルム、ディスク、テープその他の電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他直接人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、決裁又は回覧等の事務手続きその他これに準ずる手続きが終了し、実施機関において管理しているものをいう。ただし、官報、公報、新聞、雑誌、書籍その他の不特定多数の者に販売し、又は頒布することを目的として発行されるものを除く。
- (2) 公開 この条例の規定に基づき情報を閲覧若しくは視聴に供し、又は情報の写しを交付（電磁的記録にあつては、それぞれこれらに準じる方法として、その種別、情報化の進展状況等を考慮して実施機関が定める方法。以下同じ。）することをいう。
- (3) 実施機関 組合長、議会及び監査委員をいう。

(実施機関の責務)

第3条 実施機関は、住民の情報の開示を求める権利が十分に尊重されるようにこの条例を解釈し、及び運用するものとする。この場合において、実施機関は個人に関する情報

がみだりに公にされることのないように最大限の配慮をしなければならない。

(利用者の責務)

第4条 この条例に定めるところにより情報の公開を受けたものは、これによって得た情報を適正に使用するとともに、第三者の権利を侵害することのないように努めなければならない。

(公開の請求権)

第5条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、その保有する又は保有すべき情報の公開を請求する権利を有する。

(公開請求の方法)

第6条 情報の公開を請求しようとするもの（以下「請求者」という。）は、実施機関に対して、次の各号に掲げる事項を記載した請求書（以下「公開請求書」という。）を提出しなければならない。

- (1) 請求者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名）
- (2) 公開を請求する情報の件名、内容その他情報を特定するために必要な事項
- (3) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 実施機関は、公開請求書に形式上の不備があると認めるときは、請求者に対し、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(公開の決定及び通知)

第7条 実施機関（議会にあつては議長。以下同じ。）は、情報の公開の請求があつたときは、当該請求があつた日の翌日から起算して14日以内に請求に係る情報の公開をする旨又はしない旨の決定をし、速やかに書面により請求者に通知しなければならない。

2 前項の場合において、情報の公開をしない旨（情報の一部を公開しない場合を含む。）の決定をしたときは、前項の書面にその理由を付記して請求者に通知しなければならない。

3 実施機関は、やむを得ない理由により第1項の期間内に決定をすることができないときは、前条に規定する請求書が到着した日から起算して30日を限度として期間を延長する

ことができる。この場合において、実施機関は、当該延長の理由及び決定の時期を請求者に通知しなければならない。

- 4 実施機関は、第1項の決定をする場合において、当該決定に係る情報に第三者に関する情報が記録されているときは、あらかじめ、当該第三者の意見を聴くことができる。

(公開の方法)

第8条 実施機関は、前条第1項の規定に基づき情報の公開をする旨の決定をしたときは、速やかに請求者に対し、当該情報を公開しなければならない。

- 2 実施機関は、公開の請求に係る情報を直接公開することにより、当該情報を汚損し、又は破損するおそれがあると認められるとき、その他相当の理由があるときは、当該情報の写しにより情報の公開をすることができる。

(公開しないことができる情報)

第9条 実施機関は、公開の請求に係る情報に次の各号のいずれかに該当する情報が記録されているときは、当該情報を公開しないことができる。

- (1) 法令又は条例（以下「法令等」という。）の規定により、公開することができないとされている情報

- (2) 特定の個人が認識され、又は識別され得る情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、公開することにより、当該個人の権利、利益、名誉、幸福又は生活を害するおそれのあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により、何人も閲覧することができるとされている情報

イ 公表を目的として作成し、又は取得した情報

ウ 法令等の規定に基づく許可、認可、届出その他これらに相当する行為に際して作成し、又は取得した情報であって、公開することが公益上必要と認められるもの

- (3) 法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位その他の正当な利益が著しく損なわれることが明らかなもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法人等又は個人の事業活動によって生じ、又は生ずるおそれのある危害から人の

生命、身体又は健康を保護するため、公開することが必要と認められる情報

イ 法人等又は個人の違法又は不当な事業活動によって生じ、又は生ずるおそれのある侵害から消費生活その他住民生活を保護するため、公開することが必要と認められる情報

ウ ア又はイに掲げる情報に準ずる情報であって、公開することが公益上特に必要と認められるもの

(4) 組合と国又は他の地方公共団体その他公共団体（以下「国等」という。）の機関との間における審議、協議、検討、調査、研究等に関する情報であって、公開することにより、国等との協力関係又は信頼関係を著しく損なうことが明らかであるもの

(5) 組合と国等の機関との間における指示、協議、依頼等に係る事務事業に関する情報であって、公開することにより国等との協力関係又は信頼関係を著しく損なうことが明らかであるもの

(6) 組合又は国等の機関が行う取締り、監督、検査、許可、試験、入札、交渉、渉外、訴訟、人事その他の事務事業に関する情報であって、公開することにより、当該事務事業又は将来の同種の事務事業の目的が損なわれ、その公正かつ適正な執行に著しい支障を及ぼすことが明らかであるもの

(7) 公開することにより、人の生命、身体、自由、財産等の保護その他公共の安全と秩序の維持に具体的な支障を及ぼすことが明らかであるもの

（情報の部分公開）

第 10 条 実施機関は、公開の請求に係る情報に、前条の規定により公開しないことができる情報とそれ以外の情報とが併せて記録されている場合において、当該公開しないことができる情報の部分を容易かつ請求の趣旨を損なわない程度に分離できるときは、当該部分を除いて、情報の公開をするものとする。

（審査請求）

第 11 条 請求者は、第 7 条第 1 項に規定する公開決定等又は公開請求に係る不作為に対して不服があるときは、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の規定による審査請求をすることができる。

2 前項の場合において、実施機関は、当該審査請求が明らかに不適法であるときを除き、速やかに組合長に対し、ふくおか県央環境広域施設組合情報公開・個人情報保護審査会（ふくおか県央環境広域施設組合情報公開・個人情報保護審査会条例（平成31年ふくおか県央環境広域施設組合条例第8号）により設置される附属機関をいう。以下同じ。）に諮問するよう求め、当該審査会の答申を尊重して裁決をしなければならない。

（苦情の申出）

第12条 実施機関は、請求者又は情報公開制度の運営に不服のあるものから苦情の申出があった場合には、迅速かつ公正に処理しなければならない。

2 前項の場合において、苦情の申出の内容が行政不服審査法の規定に基づき審査請求ができる事項又は情報公開制度の運営に関する重要な事項に係るものであって、実施機関において必要があると認めるものについては、ふくおか県央環境広域施設組合情報公開・個人情報保護審査会の意見を聴くものとする。

（審理員の指名の適用除外）

第13条 公開決定等又は公開請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法第9条第1項本文の規定は、適用しない。

（手数料等）

第14条 情報の公開に係る手数料は、無料とする。ただし、情報の写しを交付する場合は、写しの作成及び送付に要する実費を徴収する。

（法令及び他の条例との調整）

第15条 この条例は、法令又は他の条例の規定により情報の閲覧若しくは縦覧又は公文書の謄本、抄本等の交付を受けることができる場合においては、適用しない。

2 この条例は、組合が一般の利用に供することを目的として収集し、保有する図書又は記録等の情報の閲覧又は写しの交付等については、適用しない。

（情報の記録及び適正管理）

第16条 実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、情報を適正に記録し、管理しなければならない。

(検索資料の作成等)

第 17 条 実施機関は、情報を検索するため必要な資料を作成し、一般の閲覧に供するものとする。

(運用状況の公表)

第 18 条 組合長は、この条例の運用について毎年 1 回公表するものとする。

(情報公開制度の総合的な推進)

第 19 条 実施機関は、この条例に基づく情報の公開を行うほか、住民が必要とする情報を積極的に提供するとともに、情報公開制度の総合的推進に努めなければならない。

(委任)

第 20 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の前において、組合の設立に伴い組合が承継することとなる事務につきなされた情報の公開に係る処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。